

療養費の支給基準 令和6年度版

追補 2024年12月

以下の通り、通知・事務連絡が発出されていますので、ここに追補します。

柔道整復師の施術

- ①柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年10月18日保険局医療課事務連絡）（2頁）
- ②「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和6年11月6日保険局医療課事務連絡）（6頁）
- ③「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年11月29日保発1129第5号）（8頁）
- ④「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について（令和6年11月29日保医発1129第5号）（11頁）
- ⑤「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年11月29日保医発1129第6号）（14頁）
- ⑥令和6年12月2日以降の受領委任を行っている柔道整復師の施術所における資格確認と療養費請求の取扱いについて（令和6年11月29日保険局医療課事務連絡）（16頁）

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ指圧師の施術

- ⑦「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和6年11月6日保険局医療課事務連絡）（19頁）
- ⑧「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について（令和6年11月29日保発1129第6号）（21頁）
- ⑨「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について（令和6年11月29日保医発1129第7号）（23頁）
- ⑩令和6年12月2日以降の受領委任を行っているはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所における資格確認と療養費請求の取扱いについて（令和6年11月29日保険局医療課事務連絡）（28頁）

①

事務連絡
令和6年10月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年5月29日付け保発0529第3号）通知により、明細書交付義務化対象施術所の範囲の拡大及び長期・頻回受療に係る適正化について、令和6年10月1日から実施したところですが、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

つきましては、関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

記

- ・別添1 明細書交付義務化対象施術所の拡大について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添2 長期・頻回受療の適正化について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和6年5月31日付け事務連絡）」の一部改正

以上

(別添1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和4年5月27日付け事務連絡)

(令和6年5月31日付け一部改正)

(令和6年10月18日付け一部改正)

【明細書関係】

(問1)～(問2-1) (略)

(問2-2) 明細書交付義務化対象施術所(明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所)において、患者本人から全ての施術に係る明細書交付不要の申し出があったため交付しなかった場合、当該患者に係る明細書発行体制加算の算定は可能か。

(答)

当該患者に係る明細書発行体制加算の算定はできない。

明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に明細書を無償交付することが原則であり、明細書を交付していなければ明細書発行体制加算の算定はできない。

※ 「柔道整復師の施術料金の算定方法」(昭和33年9月30日付け保発64号)備考9、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)第5・4(9)ア、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(令和6年5月31日付け事務連絡)別添1問1-2参照。

(問2-3) 疑義解釈(問2-2)により、患者本人から明細書交付不要の申し出があったため、当該患者に対する明細書の交付を行わなかった場合、当該患者に対する明細書発行体制加算の算定は認められないとされているが、その場合であっても、同施術所が明細書を交付した患者については、明細書発行体制加算の算定は可能との解釈でよろしいか。

(答)

そのとおり。

(問3)～(問11) (略)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）」

（令和4年8月30日付け事務連絡）

（令和6年5月31日付け一部改正）

（令和6年10月18日付け一部改正）

【明細書関係】

（問1）～（問5-2） （略）

（問5-3） 地方厚生（支）局において、受領委任の「届け出」又は「申し出」受理時（又は受理後）に、同一施術所から「明細書有償交付の実施に関する届出」があり、当該届出の受理日が同月内の場合、受理月の施術に係る明細書有償交付は可能か。

（答）

「明細書有償交付の実施に関する届出」の受理月に明細書を有償で交付することはできない。

当該施術所で明細書を有償交付できるのは、「明細書有償交付の実施に関する届出」が受理された日の属する月の翌月以降、患者から明細書の交付を求められた場合である。

（問5-1参照）

（問6）～（問6-3） （略）

(別添2)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和6年5月31日付け事務連絡)

(令和6年10月18日付け一部改正)

【長期・頻回施術の逡減関係】

(問1)～(問5) (略)

(問5-1) 国の公費負担医療制度の受給対象となる患者は、長期・頻回の施術に係る特別の料金について、徴収は認められないものとなっているが、地方単独の公費負担医療の受給者についても同様に特別の料金について徴収は認められないこととなるのか。

(答)

特別の料金について徴収することは認められない。

地方単独の公費負担医療(事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る。)の受給者については、国の公費負担医療制度と同様に特別の料金の徴収の対象にはならない。

なお、長期・多部位の施術に係る特別の料金の徴収についても、同様の取扱いとなっている。

(問6)～(問8) (略)

【患者ごとの償還払いへの変更関係】 (略)

地方厚生（支）局医療課	} 御中
都道府県民生主管部（局）	
国民健康保険主管課（部）	
都道府県後期高齢者医療主管部（局）	
後期高齢者医療主管課（部）	

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

「柔道整復師の施術に係る療養費について」
の一部改正に伴う実施上の留意事項について

柔道整復師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）により取り扱われているところであるが、令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行がされなくなるに当たっては、受領委任の施術所において、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認（※）の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入する必要があるため、当該通知を「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」（令和6年2月9日保発0209第1号厚生労働省保険局長通知。以下「令和6年局長通知」という。）のとおり改正したところである。

改正の内容は、令和6年局長通知のとおりであるが、受領委任の施術所におけるオンライン資格確認システムに係る留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう施術所に対し、周知徹底を図られたい。

（※）利用者証明用電子証明書による本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システムを通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法をいう。

記

1. オンライン資格確認の導入義務化の対象外について

柔道整復師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化されることである。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、以下の「やむを得ない事由（場合）」がある施術所については、義務化の対象外とすることとする。

(1) 施術者が皆、高齢(※)により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

(※) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

(2) 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合(※)

(※) 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合(具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない)。

(3) 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合(※)

(※) 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合(具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない)。

2. オンライン資格確認が導入されていない施術所について

1. (1)～(3)に掲げる施術所を除き、仮に、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、地方厚生(支)局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合があること。

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認する必要があるため、その一部を別紙のとおり改正し、同年 12 月 2 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号)

○別添 1 別紙の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p>

○別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p>	<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p>
<p>第1章・第2章 (略)</p>	<p>第1章・第2章 (略)</p>
<p>第3章 保険施術の取扱い</p>	<p>第3章 保険施術の取扱い</p>
<p>16・17 (略)</p>	<p>16・17 (略)</p>
<p>(受給資格の確認等)</p>	<p>(受給資格の確認等)</p>
<p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p>	<p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p>
<p>(1) 施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の<u>提出若しくは提示する資格確認書</u>（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p>	<p>(1) 施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する<u>被保険者証</u>（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>19～25 (略)</p>	<p>19～25 (略)</p>
<p>第4章～第10章 (略)</p>	<p>第4章～第10章 (略)</p>

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」（令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 5 号）が通知され、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認することとなり、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 12 月 2 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

なお、別添「施術録の記載・整備事項」の様式参考例については、当分の間、従来の様式を使用することができることとする。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>(別紙様式1)～(別紙様式3の1)(略)</p> <p>別添 施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者資格等</p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号 等 ウ・エ (略)</p> <p>オ 一部負担割合 0割・1割・2割・3割等</p> <p>◎以上のことはオンライン資格確認又は資格確認書の提出若しくは 提示等の方法によって転記するほか、必要な事柄は患者から直接 聞いて記載する。</p> <p>◎月初めに適宜、<u>オンライン資格確認又は資格確認書の提出若しく は提示等の方法により確認する</u>など、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>(別紙様式1)～(別紙様式3の1)(略)</p> <p>別添 施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者証等</p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号 等 ウ・エ (略)</p> <p>オ 一部負担割合 0割・1割・2割・3割等</p> <p>◎以上のことは被保険者証等から転記するほか、必要な事柄は患者 から直接聞いて記載する。</p> <p>◎月初めに適宜、<u>保険証を確認する</u>など、必要な措置を講ずるこ と。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(様式参考例)

施 術 録

(表 面)

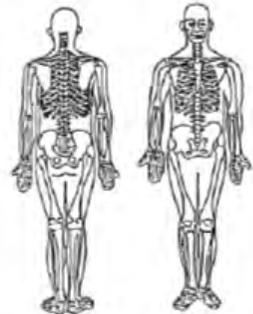
健康保険(協・組・日)・船員保険
国民健康・退職者・共済組合
後期高齢・自衛官等・公費負担
自 費

一部負担割合			
0割	1割	2割	3割

市町村番号									
受給者番号									
公費負担者番号									
公費負担受給者番号									

被 保 険 者 資 格 等	記 号		隔 念 号 等	氏 名	男 女	続 柄
	番 号			生年月日	年 月 日	
	氏 名	男 女	事 業 所	所 在 地		
	生年月日	年 月 日	名 称			
	有効期限	年 月 日	所 在 地			
	住 所	〒 TEL	保 険 者 番 号			
資格取得年月日	年 月 日					
負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施術終了年月日	日数	施術回数	転 帰
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医

負 傷 原 因 程 度 経 過 等 施 術 の 種 類 そ の 他	負傷の日時	受 傷 部 位 (図 解)
	負傷の場所	
	負傷時の状況	
	初検時の所見	
	初検時相談支援の内容 ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等) ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画書) ③ 受領委任の取扱いについての説明	
同意医師氏名 同意年月日		



負 傷 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		摘 要
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
自 年 月 日 至 年 月 日 日間	年 月 日	年 月 日	

この施術録は施術完結の日から5年間保管のこと

(裏面) (略)

(様式参考例)

施 術 録

(表 面)

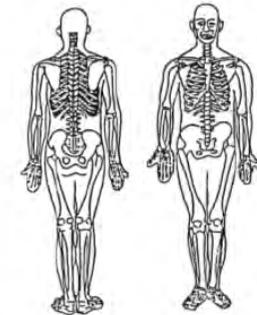
健康保険(協・組・日)・船員保険
国民健康・退職者・共済組合
後期高齢・自衛官等・公費負担
自 費

一部負担割合			
0割	1割	2割	3割

市町村番号									
受給者番号									
公費負担者番号									
公費負担受給者番号									

被 保 険 者	記 号		隔 念 号 等	氏 名	男 女	続 柄
	番 号			生年月日	年 月 日	
	氏 名	男 女	事 業 所	所 在 地		
	生年月日	年 月 日	名 称			
	有効期限	年 月 日	所 在 地			
	住 所	〒 TEL	保 険 者 番 号			
資格取得年月日	年 月 日					
負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施術終了年月日	日数	施術回数	転 帰
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医

負 傷 原 因 程 度 経 過 等 施 術 の 種 類 そ の 他	負傷の日時	受 傷 部 位 (図 解)
	負傷の場所	
	負傷時の状況	
	初検時の所見	
	初検時相談支援の内容 ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等) ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画書) ③ 受領委任の取扱いについての説明	
同意医師氏名 同意年月日		



負 傷 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		摘 要
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
自 年 月 日 至 年 月 日 日間	年 月 日	年 月 日	

この施術録は施術完結の日から5年間保管のこと

(裏面) (略)

令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 5 号）が通知され、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認することとなり、柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領について、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 12 月 2 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「記号・番号」欄について 被保険者記号及び番号等を記載すること。 なお、記号と番号の間にスペース「・」又は「-」を挿入すること。</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>(10) 被保険者等の「氏名」欄及び「住所」欄について <u>オンライン資格確認又は資格確認書の提出若しくは提示等の方法</u> により各項目の内容を記載すること。また、被保険者等の郵便番号、 電話番号の記入を求めること。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「記号・番号」欄について 被保険者証等の記号及び番号を記載すること。 なお、記号と番号の間にスペース「・」又は「-」を挿入すること。</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>(10) 被保険者等の「氏名」欄及び「住所」欄について <u>健康保険被保険者証等に記載されている各項目の内容を記載する</u> こと。また、被保険者等の郵便番号、電話番号の記入を求めること。</p> <p>2～6（略）</p>

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

令和6年12月2日以降の受領委任を行っている柔道整復師の施術所における
資格確認と療養費請求の取扱いについて

療養費の受領委任（以下「受領委任」という。）を行っている柔道整復師の施術所（以下単に「施術所」という。）においては、令和6年4月1日から、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入を開始していたところであるが、同年12月2日より、原則としてこれを導入する必要があるところである。

今般、令和6年12月2日以降の施術所での資格確認と療養費請求の取扱いについて、下記のとおりお示しする。本事務連絡の内容について十分ご了知の上、遺漏のないよう施術所に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱いについて
 - マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、マイナンバーカードを読み取るモバイル端末等において「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合や、施術所の機器不良等によりその場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合など、何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱いについては、以下のいずれかの方法により資格確認及び窓口負担を行うものとする。
 - (1) 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の

資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。) を提示できる場合や、資格情報のお知らせを提示できる場合には、マイナンバーカードと合わせて、当該マイナポータル画面や資格情報のお知らせを施術所の受付窓口にて提示することにより資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行う。その他、患者が資格確認書又は健康保険証を持参している場合は、当該資格確認書又は健康保険証を施術所の受付窓口にて提示することにより資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行うことも可能。

※ マイナポータルからダウンロードした資格情報の PDF ファイルの画面の提示があった場合には、当該資格情報が喪失していないか患者に口頭で確認すること。

(2) (1) による資格確認を行うことができない場合には、受療した月内の次回受療時など、原則として患者との対面での事後的な資格確認を必ず行うこと。この場合は、資格確認前であっても、施術所の窓口負担として、患者に自己負担分（3割分等）の支払いを求め、患者との対面による資格確認後に、受領委任による請求を行うことが可能。なお、資格確認前に施術所の窓口負担として患者に自己負担分（3割分等）の支払いを求めた上で事後的な確認ができない場合には、受領委任による請求を行うことはできないため、留意されたい。ただし、過去に当該施術所への受療歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、請求に必要な資格情報を把握できている場合には、当該情報をもって資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行うことは差し支えない。

2. オンライン資格確認の導入義務化対象外の施術所である場合の資格確認の取扱いについて

- 「「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年11月6日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医療課事務連絡）で示している「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、オンライン資格確認の対象外となる。オンライン資格確認の対象外の施術所であってオンライン資格確認を導入していない施術所（以下2において「未導入施術所」という。）における資格確認の取扱いについては、患者がマイナンバーカードを提示した場合、未導入施術所ではオンライン資格確認による資格確認を行うことができないことから、上記1(1)又は(2)に掲げる方法により資格確認及び窓口負担を行うものとする。
- こうしたことから、未導入施術所においては、
 - ・ オンライン資格確認による資格確認を行うことができないこと、
 - ・ マイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーカードに加えて、患者自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示いただくか、資格情報のお知らせを提示いただく必要があることをあらかじめ患者に対して周知・案内をしておくことが望ましい。

3. 患者が資格確認書又は健康保険証を提示した場合の取扱いについて

患者が資格確認書又は健康保険証を提示した場合の取扱いについては、当該資格確認書又は健康保険証を未導入施術所の受付窓口に提示することにより資格確認を行い、窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行う。

(別添) 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求(令和6年12月2日以降の取扱い)

地方厚生（支）局医療課	} 御中
都道府県民生主管部（局）	
国民健康保険主管課（部）	
都道府県後期高齢者医療主管部（局）	
後期高齢者医療主管課（部）	

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正に伴う実施上の留意事項について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付け保発0612第2号）により取り扱われているところであるが、令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行がされなくなるに当たっては、受領委任の施術所において、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認（※）の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入する必要があるため、当該通知を「「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和6年2月9日保発0209第2号厚生労働省保険局長通知。以下「令和6年局長通知」という。）のとおり改正したところである。

改正の内容は、令和6年局長通知のとおりであるが、受領委任の施術所におけるオンライン資格確認システムに係る留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう施術所に対し、周知徹底を図られたい。

（※）利用者証明用電子証明書による本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システムを通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法をいう。

記

1. オンライン資格確認の導入義務化の対象外について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化されることである。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、以下の「や

むを得ない事由（場合）」がある施術所については、義務化の対象外とすることとする。

(1) 施術者が皆、高齢（※）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

(※) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

(2) 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合（※）

(※) 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）。

(3) 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合（※）

(※) 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）。

2. オンライン資格確認が導入されていない施術所について

1. (1)～(3)に掲げる施術所を除き、仮に、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、地方厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合があること。

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年 6 月 12 日付け保発 0612 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認する必要があるため、その一部を別紙のとおり改正し、同年 12 月 2 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日付け保
 発0612第2号)「別添1 受領委任の取扱規程」 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合は、<u>オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書</u>(健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。)等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～23 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p>	<p>別添1 受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合は、<u>オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証</u>(健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。)によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～23 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p>

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成 16 年 10 月 1 日付け保医発第 1001002 号）厚生労働省保険局医療課長通知）について、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認する必要があるため、その一部を下記のとおり改正し、同年 12 月 2 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

なお、別添 1 の別紙 3 及び別添 2 の別紙 3 については、当分の間、従来の様式を使用することができることとする。

1 別添1の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 施術録</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、<u>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合</u>の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等から施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完結の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項(例)</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>被保険者資格情報等</u></p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号等</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施術を受ける者</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄 ⑤住所 ◎月初めに適宜、<u>オンライン資格確認又は資格確認書の提出若しくは提示等の方法により確認する</u>など、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第10章 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 施術録</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、<u>社会福祉法人日本盲人会連合</u>の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等から施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、<u>施術録を施術完結の日から5年間保管すること</u>、が周知指導されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項(例)</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>被保険者証等</u></p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号等</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施術を受ける者</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄 ⑤住所 ◎月初めに適宜、<u>保険証を確認する</u>など、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第10章 (略)</p>

2 別添1の別紙3の様式を次のように改める。

別添1 (別紙3)

鍼・灸の施術

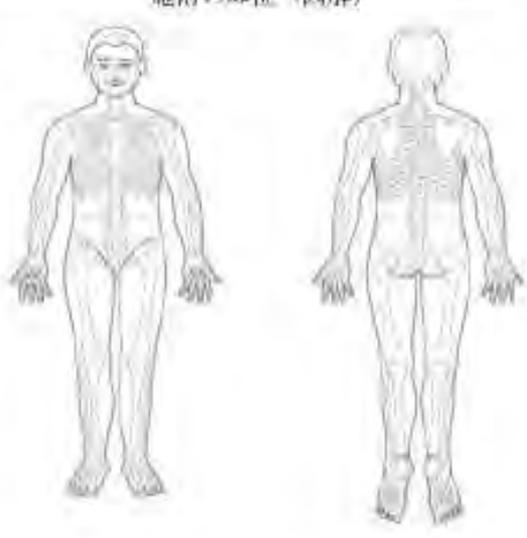
№. _____ (表 面)

施 術 録

健康保険(協・組・日)・船員保険
国民健康保険・退職者・共済組合
後期高齢者・白濁・等・公費負担
日 費

一部負担割合			
0割	1割	2割	3割

公費負担医療	公費負担者番号										
	公費負担受給者番号										

被保険者資格等	記号		年齢を受ける者	氏名	[フリガナ]					性別	経所		
	番号			生年月日	年 月 日								
	氏系	[フリガナ]		男女	所在地								
	生年月日	年 月 日		事業所	名称								
	有効期限	年 月 日			所在地								
	[フリガナ]			保険者	名称								
	住所	〒			番号								
資格取得年月日	年 月 日												
病名	発病年月日	初療年月日	施術終了年月日	日数	施術回数	転 帰							
		年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医							
		年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医							
同意記録	病医院名			発病の原因									
	住所			第三者行為	業務上・第三者行為・その他								
	電話			施術の部位 (図解)									
	同意医師名												
施患者者	同意	年 月 日											
	施術期間	自	年 月 日										
既往症・主要症状・経過等													

この施術録は施術開始の日から5年間保管のこと

公益社団法人 日本鍼灸師会 会員用

(裏面) (略)

3 別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p>マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 施術録</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要が生じる場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、<u>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合</u>の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等から施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完結の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項 (例)</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>被保険者資格情報等</u></p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号等</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施術を受ける者</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄 ⑤住所 ⑥月初めに適宜、<u>オンライン資格確認又は資格確認書の提出若しくは提示等の方法により確認する</u>など、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第9章 (略)</p>	<p>別添2</p> <p>マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 施術録</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要が生じる場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、<u>社会福祉法人日本盲人会連合</u>の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等から施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、<u>施術録を施術完結の日から5年間保管すること、が周知指導</u>されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項 (例)</p> <p>(1) 受給資格の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>被保険者証等</u></p> <p>①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日 ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号等</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施術を受ける者</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄 ⑤住所 ⑥月初めに適宜、<u>保険証を確認する</u>など、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第9章 (略)</p>

4 別添2の別紙3の様式を次のように改める。

別添2 (別紙3)

マッサージの施術

№. _____ (表 面)

施 術 録

健康保険(徳・組・日)・船員保険
国民健康保険・退職者・共済組合
後期高齢者・白 衛 隊 等・公費負担
自 費

一回負担割合			
0割	1割	2割	3割

公費負担医療	公費負担者番号								
	公費負担受給者番号								

被保険者資格等	記 号		年齢 受給者	(フリガナ)		性別 男 女	続 柄
	番 号			氏 名			
	氏 名	(フリガナ)	男 女	生年月日	年 月 日	所在地	
	生年月日	年 月 日	事業所	名 称		所在地	
	有効期限	年 月 日	保 険 者	名 称		番 号	
	(フリガナ)		TEL				
	資格取得年月日	年 月 日					
病 名	発病年月日	初療年月日	施術終了年月日	日 数	施術回数	転 帰	
		年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医	
		年 月 日	年 月 日			治療・中止・転医	
同 意 記 録	病医院名		同意症状	発病の原因	第三者行為 業務上・第三者行為・その他		
	住 所						
	電 話						
	フリガナ						
施 術 者	同意	年 月 日	施術の種類	マッサージ	躯幹・右上肢・左上肢・右下肢・左下肢		
	施術期間	自 年 月 日 至 年 月 日		変形徒手矯正術	右上肢・左上肢・右下肢・左下肢		
既往症・主要症状・経過等				温 罨 法	温罨法・電気光線器具		
				往 療 距 離	km		
				施術の部位(図解)			
							

この施術録は施術完了の日から5年間保存のこと 公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会員用

(裏面) (略)

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

令和6年12月2日以降の受領委任を行っている
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所における
資格確認と療養費請求の取扱いについて

療養費の受領委任（以下「受領委任」という。）を行っているはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所（以下単に「施術所」という。）においては、令和6年4月1日から、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入を開始していたところであるが、同年12月2日より、原則としてこれを導入する必要があるところである。

今般、令和6年12月2日以降の施術所での資格確認と療養費請求の取扱いについて、下記のとおりお示しする。本事務連絡の内容について十分ご了知の上、遺漏のないよう施術所に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱いについて
 - マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、マイナンバーカードを読み取るモバイル端末等において「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合や、施術所の機器不良等によりその場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合など、何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱いについては、以下のいずれかの方法により資格確認及び窓口負担を行うものとする。

- (1) 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）を提示できる場合や、資格情報のお知らせを提示できる場合には、マイナンバーカードと合わせて、当該マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを施術所の受付窓口で提示することにより資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行う。その他、患者が資格確認書又は健康保険証を持参している場合は、当該資格確認書又は健康保険証を施術所の受付窓口で提示することにより資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行うことも可能。

※ マイナポータルからダウンロードした資格情報の PDF ファイルの画面の提示があった場合には、当該資格情報が喪失していないか患者に口頭で確認すること。

- (2) (1) による資格確認を行うことができない場合には、受療した月内の次回受療時など、原則として患者との対面での事後的な資格確認を必ず行うこと。この場合は、資格確認前であっても、施術所の窓口負担として、患者に自己負担分（3割分等）の支払いを求め、患者との対面による資格確認後に、受領委任による請求を行うことが可能。なお、資格確認前に施術所の窓口負担として患者に自己負担分（3割分等）の支払いを求めた上で事後的な確認ができない場合には、受領委任による請求を行うことはできないため、留意されたい。ただし、過去に当該施術所への受療歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、請求に必要な資格情報を把握できている場合には、当該情報をもって資格確認を行い、施術所の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行うことは差し支えない。

2. オンライン資格確認の導入義務化対象外の施術所である場合の資格確認の取扱いについて

- 「「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年11月6日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医療課事務連絡）で示している「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、オンライン資格確認の対象外となる。オンライン資格確認の対象外の施術所であってオンライン資格確認を導入していない施術所（以下2において「未導入施術所」という。）における資格確認の取扱いについては、患者がマイナンバーカードを提示した場合、未導入施術所ではオンライン資格確認による資格確認を行うことができないことから、上記1（1）又は（2）に掲げる方法により資格確認及び窓口負担を行うものとする。
- こうしたことから、未導入施術所においては、
- ・ オンライン資格確認による資格確認を行うことができないこと、

- ・ マイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーカードに加えて、患者自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示いただくか、資格情報のお知らせを提示いただく必要があることをあらかじめ患者に対して周知・案内をしておくことが望ましい。

3. 患者が資格確認書又は健康保険証を提示した場合の取扱いについて

患者が資格確認書又は健康保険証を提示した場合の取扱いについては、当該資格確認書又は健康保険証を未導入施術所の受付窓口に提示することにより資格確認を行い、窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求め、受領委任による請求を行う。

(別添) 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求(令和6年12月2日以降の取扱い)